

令和 7 年度保険者機能強化推進交付金及び
介護保険保険者努力支援交付金の評価結果等について

1 報告趣旨

令和 7 年 4 月 1 日付で国から令和 7 年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の基準額の内示があったため、評価結果とともに報告するものです。

2 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について

(1) 概要

「保険者機能強化推進交付金」は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、平成 30 年度施行の介護保険法改正により制度化されたものです。高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組に対する客観的な指標に基づく得点に応じて交付されます。

令和 2 年度からは、当該交付金に加え、「介護保険保険者努力支援交付金」が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、配分基準のメリハリ付けが強化されました。

(2) 保険者機能強化推進交付金の評価指標例

- ・事業計画等による P D C A サイクルの構築状況
- ・介護給付の適正化の取組状況
- ・介護人材確保の取組状況

(3) 介護保険努力支援交付金の評価指標例

- ・介護予防日常生活支援の取組状況
- ・認知症総合支援の取組状況
- ・在宅医療介護連携の取組状況

3 令和7年度の評価結果及び交付額見込額（内示額）等について

保険者機能強化推進交付金										
項目	目標Ⅰ 持続可能な地域のあるべき姿			目標Ⅱ 公正・公平な給付を行う体制の構築		目標Ⅲ 介護人材の確保その他のサービスの提供基盤の整備			目標Ⅳ 高齢者の状況に応じた自立した日常生活（アウトカム指標群）	
	体制・取組指標	活動指標	小計	体制・取組指標	活動指標	小計	体制・取組指標	活動指標	小計	
	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
配点	64	36	100	68	32	100	64	36	100	400
久喜市	61	15	76	52	16	68	24	0	24	233

介護保険保険者努力支援交付金														
項目	目標Ⅰ 介護予防/日常生活支援の推進		目標Ⅱ 認知症総合支援の推進		目標Ⅲ 在宅医療・在宅介護連携の構築		目標Ⅳ 高齢者の状況に応じた自立した日常生活(アウトカム指標群)		努力支援交付金合計					
	体制・ 取組指 標群	活動指 標群	小計	体制・ 取組指 標群	活動指 標群	小計	体制・ 取組指 標群	活動指 標群						
配点	52	48	100	64	36	100	68	32	100	400	380	220	200	800
久喜市	20	18	38	29	21	50	58	14	72	225	244	84	130	458
合計（推進＋支援）														

	保険者機能強化 推進交付金	介護保険保険者努力 支援交付金	合計（推進＋支援）
配点	400点	400点	800点
全国平均	219.3点	215.8点	435.0点
埼玉県平均	222.9点	225.5点	448.4点
久喜市得点	233点	225点	458点
全国順位 (1,741市町村)	752位	807位	763位
県内順位 (63市町村)	29位	37位	32位
久喜市交付金内示額	9,601千円	23,417千円	33,018千円
全国順位 (1,741市町村)	218位	179位	188位
県内順位 (63市町村)	13位	13位	12位

4 交付金の活用について

各交付金については、既存の地域支援事業等の財源として活用し、第1号保険料相当分に充当します。交付金を充当することにより余剰となる第1号被保険者の保険料については、介護給付費準備基金に積み立てます。

5 今後の方向性

評価指標については、年度ごとに見直しが実施されますが、改善ができそうな項目については、地域ニーズ等を踏まえながら検討し、次年度の得点につなげます。また、取組の推進にあたり、庁内関係課や関係機関等と本市の現状や地域課題の共有を図ります。

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和7年度当初予算案	(一般財源)	101	億円 (100億円)
	(消費税財源)	200	億円 (200億円)

1 事業の目的

- 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者（市町村）による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金（社会保障の充実分）を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。
- 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカムに関連するアウトプット・中間アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減など、制度の効率化・重点化を図るための見直しを行ったところであり、令和6年度以降、引き続き保険者機能強化の推進を図る。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。
※ 介護保険保険者努力支援交付金（消費税財源）は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）に使用範囲を限定。

【実施主体】 都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

（保険者機能強化推進交付金）

- ① 事業計画等によるPDCAサイクルの構築状況
- ② 介護給付の適正化の取組状況
- ③ 介護人材確保の取組状況

（介護保険保険者努力支援交付金）

- ① 介護予防日常生活支援の取組状況
- ② 認知症総合支援の取組状況
- ③ 在宅医療介護連携の取組状況

〈交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ〉



【交付金の活用方法】

- 都道府県分：高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業（市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等）の事業費に充当。
- 市町村分：国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要なる事業を充実。

【補助率・単価】 定額（国が定める評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を配分）

【負担割合】 国10/10

【事業実績】 交付先47都道府県及び1,571保険者（令和5年度）